資料１

足立区旅館業法施行条例の改正（素案）の概要

１　改正の趣旨

足立区では旅館業施設の増加に伴い、近隣住民からの苦情が多く寄せられている。特に、従業員が常駐していない施設において、騒音やごみの取り扱いに関する苦情が寄せられていることから、周辺地域の生活環境への悪影響防止及び利用者の安全確保を図るため、「足立区旅館業法施行条例」の見直しを行う。

２　主な改正事項

（１）営業者の遵守事項に下記事項を追加（第６条関係）

ア　施設に宿泊者が滞在している間、従業員を常駐させることを規定
（本規定について、既存施設を営業する営業者には遡及適用しない。）

（ア）常駐場所（足立区旅館業法施行細則に規定）

①　旅館業施設
②　旅館業施設と同一の建物
③　旅館業施設と同一の敷地内に存する建物
④　旅館業施設の敷地に隣接する敷地内に存する建物

（イ）従業員常駐のための設備（足立区旅館業法施行細則に規定）

イ　宿泊者に対し、周辺住民の生活環境悪化を防止するために必要な遵守事項等を書面により説明すること

ウ　宿泊者が遵守事項に反する行為を行った場合には、常駐する従事者が対応すること

（２）周辺住民への事前説明について新たに規定（第１条の２関係）

周辺住民等への事前説明を許可申請の７日前までに書面により行うことを規定する。

（３）違反者の公表について新たに規定（第１２条関係）

旅館業法第７条の２に規定する措置命令に従わない者について、事業者の氏名等の公表を規定する。

３　条例等の改正時期

令和９年７月１日施行予定

４　参考　他区の規制状況（令和８年１１月５日現在、規制予定の区も含む）

従業員常駐を規定している区　１８区